



2024年2月29日

各 位

会 社 名 日野自動車株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 小木曾 聡  
(コード7205 東証プライム、名証プレミア)  
問合せ先 総務・渉外・広報機能長  
兼 渉外広報部長 橋本 博  
(TEL. 042-586-5494)

## 当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る 基本合意書に基づく協業の進捗状況に関するお知らせ

日野自動車株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年5月30日付「当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る基本合意書の締結に関するお知らせ」（以下「2023年5月30日付適時開示文」といいます。）において公表いたしましたとおり、当社、三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」といいます。）、当社の親会社であるトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます。）及び三菱ふそうの親会社であるダイムラートラック社（以下「ダイムラートラック」といいます。）の4社で、当社及び三菱ふそう間の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について、基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を同日付で締結いたしました。本基本合意書に基づく協業の進捗状況を、下記のとおりお知らせいたします。

本基本合意書に基づく協業はCASE技術の開発とグローバル規模での商用車事業の強化により、カーボンニュートラルの実現と、豊かなモビリティ社会の実現を目指すものです。本基本合意書では、当社と三菱ふそうは対等な立場で統合、商用車の開発・調達・生産分野で協業し、ダイムラートラックとトヨタは、両社統合の持株会社（上場）の株式を同割合で保有し、世界的に競争力のある日本の商用車メーカーを構築する計画です。

本経営統合は、2024年3月期中の最終契約締結、2024年中の統合完了を目標としておりましたが、競争法、その他の法令に基づく必要な許認可取得や、当社の認証問題への対応が継続しているため、日程を延期することに合意しました。最終契約の締結時期及び本経営統合の実施時期については、4社間で具体的な合意に至り次第、速やかにお知らせします。関係者すべてが合意に達し、関連する取締役会、株主、当局の承認のもと協議を進めていきます。

4社は、「移動を通じて、豊かな社会に貢献したい」という共通の想いのもと、当社と三菱ふそうが一緒に、事業効率を上げ、競争力を磨くこと、また、ダイムラートラックとトヨタは力を合わせその技術開発力を高め、CASE技術の普及に努めることで、日本・アジアの顧客、ステークホルダー、そして日本の自動車産業に貢献するため、議論を重ねております。本基本合意書を締結して以降、誠実、相互尊重、多様性をベースに議論を重ねる中、それぞれの強みや企業文化を理解し合うことで、本経営統合に関する協議は前向きに進んでおり、共に目指す戦略的な目的が変わらず有効であると確信しております。

＜本経営統合の成否及び条件等に関するリスク＞

従前に開示しましたとおり（当社ウェブサイト「エンジン認証に関する当社の不正行為および『3つの改革』について」(<https://www.hino.co.jp/corp/news/2022/20220401-003234.html#title1>) に掲載の一連の

公表文及び 2023 年 6 月 27 日付第 111 期有価証券報告書等をご参照ください。)、当社の米国市場向け 2010 年モデルから 2019 年モデルのエンジン認証に関する法令違反の疑いについて、米国司法省及び他の当局による調査が行われております。これに関し、当社及び当社子会社に対し、2004 年から 2021 年に米国で販売された車両に関する損害の賠償を求める訴訟が暫定的な集団訴訟として、米国フロリダ州南部地区連邦地方裁判所で提起されておりましたが、2023 年 10 月 25 日に開示しましたとおり、当社及び当社子会社は、同日、2010 年から 2019 年モデルのエンジンを搭載して米国内で販売・賃貸されたオンロード車両を購入した者又は賃借した者との間で、総額 237.5 百万米ドルの和解契約を締結しました。この和解契約は、今後、裁判所による承認手続を得て正式に確定します。米国司法省及び他の米国当局による調査は、引き続き継続中です（なお、当社は 2020 年エンジンモデル以降米国向けに自社製エンジン搭載車は販売しておりません。）。また、カナダ及びオーストラリアにおいても当社及び当社子会社に対する訴訟が集団訴訟として提起されており、今後もこれらと同様の訴訟を提起される可能性があります。さらに、米国以外の欧州法規等の対象エンジンについても認証手続の総点検を継続中です。これらに関連して当社に生じる金銭的負担について、現時点で合理的に見積もることは困難ですが、上記の当局調査の結果科される罰金などの行政、刑事手続上の制裁に加え、損害賠償や市場措置などにより当社の経営、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に対し、重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当該金銭負担の金額規模及びそれが判明するタイミング次第では、①本経営統合に関する最終契約の締結に至らないおそれ、②最終契約の締結に至った場合であっても、統合比率の決定内容又は調整の結果、当社株主の株式保有割合に著しい希薄化が生じるおそれ、③最終契約の実行に関する前提条件を充足せず、その結果、本経営統合の実施に至らないおそれ、及び④本経営統合の最終契約の規定に基づき、三菱ふそうの株主が一定の条件に同意することを条件として、当社が三菱ふそうの株主に対して特別補償の責任を負うおそれがあり、本経営統合の成否及び条件等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、最終的に競争法その他法令上必要なクリアランス・許認可等が取得できないことにより、本経営統合の実施に至らない可能性があります。

(注) 2023 年 5 月 30 日付適時開示文からの更新箇所には下線を付して表示しております。

以 上